

埼玉県地球温暖化対策推進条例

地球温暖化対策計画制度 目標設定型排出量取引制度

埼玉県の地球温暖化対策
(事業者の対策)

第4計画期間
2025(令和7)年度～2029(令和11)年度



彩の国
埼玉県

地球温暖化対策計画制度と 目標設定型排出量取引制度の目的



埼玉県では、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版」を策定し、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減するという目標を定め、その達成に向けてさまざまな地球温暖化対策に取り組んでいます。

事業活動に伴う温室効果ガスを削減するためには、事業者の皆様の計画的な対策の実施が重要です。このため、2010年度から地球温暖化対策計画制度を開始し、併せて2011年度からは目標設定型排出量取引制度を導入しています。

事業者の皆様のご取組により、目標設定型排出量取引制度では、これまでに制度対象の事業所全体として目標削減率を上回る削減がなされています。引き続き、計画的な温室効果ガス削減に取り組んでください。

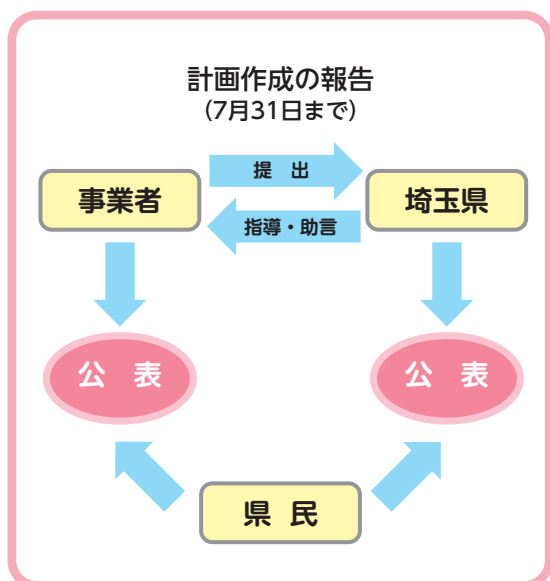
地球温暖化対策計画制度



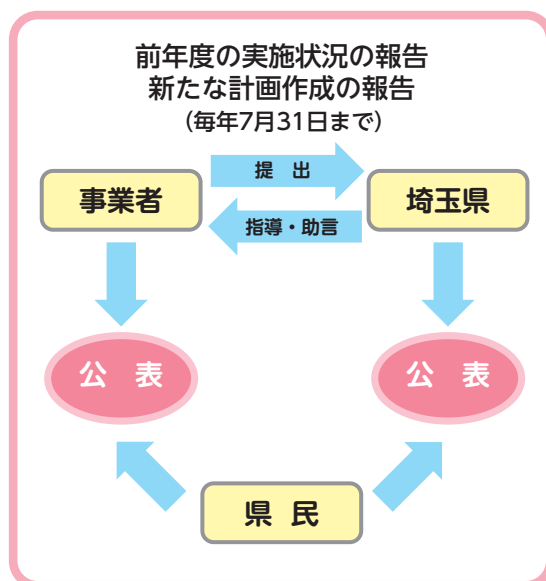
1 計画制度

- 事業者は、温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化対策を総合的に実施するための計画を作成し、埼玉県に報告します。（計画は、定量的な目標を含むものとします。）
- 事業者は翌年度に、計画に基づく措置の実施状況を県に報告します。また併せて、実施状況を踏まえ新たな計画を作成し、埼玉県に報告します。
- 報告した（された）計画・実施状況は、事業者・県ともに公表を行います。

提出初年度



提出2年度目以降



実施状況を踏まえ
新たな計画作成

2

対象となる事業者

特定事業者 (提出が義務である事業者)

- 県内に設置している全ての事業所^{*1}におけるエネルギー（化石燃料、変更非化石燃料、熱、電気）^{*2}の使用量が、原油換算で前年度に1,500kL以上であった事業者
 - *1 埼玉県地球温暖化対策推進条例に規定する連鎖化事業（フランチャイズチェーン等）に係る事業所を含む。
 - *2 令和6年度以前の実績に基づく地球温暖化対策計画作成報告書及び地球温暖化対策実施状況報告書では、化石燃料、他人から供給された熱及び電気のみをエネルギーとして扱う。
- 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗であって同法に規定する店舗面積が10,000㎡以上のものを、その年度の4月1日に県内に設置している事業者

任意事業者

- 特定事業者以外の事業者（計画を作成し報告することができます。）

※特定事業者は、地球温暖化対策計画作成報告書を、その年度の7月31日までに提出しなければなりません。
※また、前年度に地球温暖化対策計画作成報告書を提出した事業者は、翌年度の7月31日までに、地球温暖化対策実施状況報告書を提出しなければなりません。（特定事業者、任意事業者ともに）

特定事業者となる電力使用量の目安は、県内の全ての事業所の合計で年間約670万kWです。

*電気事業者からの買電量

3

対象となるエネルギー・温室効果ガス

事業活動に伴って使用した燃料、熱、電気等のエネルギーの使用量と温室効果ガス排出量について、計画を作成し、実施状況を報告してください。

また、エネルギーを起源とするCO₂以外の温室効果ガス（非エネルギー起源のCO₂, CH₄, N₂O, HFC, PFC, SF₆, NF₃）についても報告の対象です。

4

地球温暖化対策推進者の選任

特定事業者は、対策を推進するため、地球温暖化対策推進者を選任しなければなりません。
また、選任又は解任のあった日から30日以内に、その状況を県に届け出なければなりません。

5

公表

特定事業者は、提出した計画と実施状況を、提出年度の翌年度の7月31日まで公表しなければなりません。

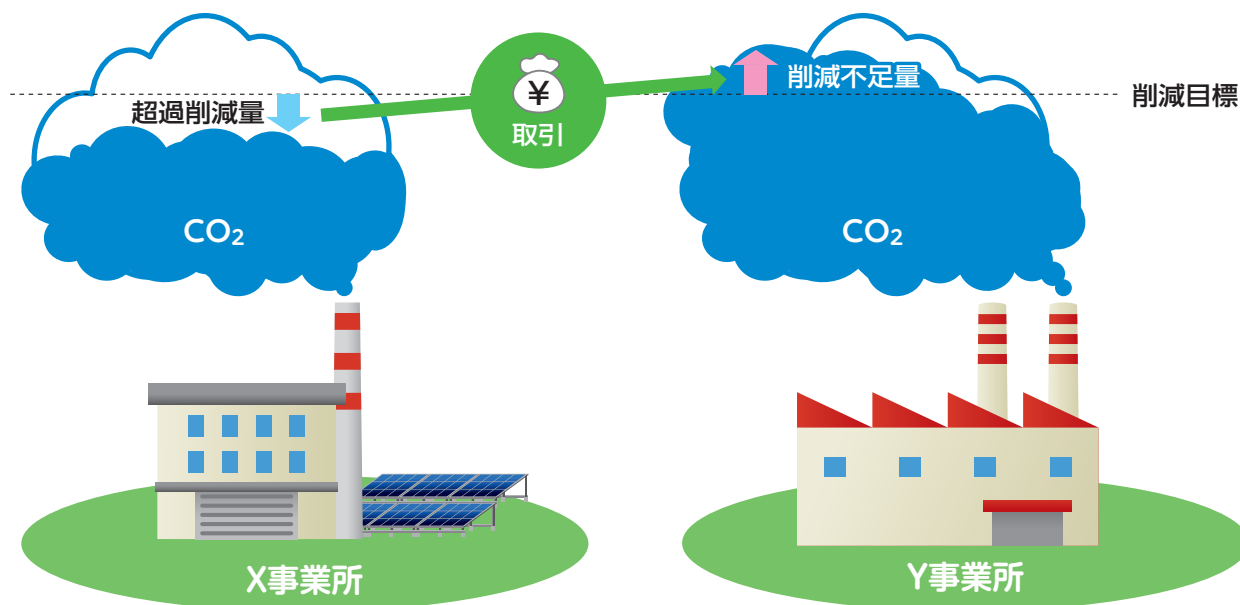
また、埼玉県も、提出された計画と実施状況を、提出年度の翌年度から5年間公表します。

目標設定型排出量取引制度

1

排出量取引制度

温室効果ガスを継続して多量に排出する大規模事業所は、事業所ごとに定められた削減目標を達成するよう、排出削減に努めていただきます。自らの削減により目標を達成できない場合は、排出量取引により、他事業所の削減量を取得し、目標達成に充てることができます。



2

対象となる事業所、温室効果ガス

●対象となる事業所（大規模事業所）

原油換算で1,500 kL以上のエネルギー（化石燃料、他人から供給された熱及び電気に限る）を3か年度連続して使用する大規模な事業所

●削減の対象となる温室効果ガス（目標設定ガス）

エネルギー起源CO₂（化石燃料、他人から供給された熱及び電気の使用に伴って排出されたCO₂に限る）

事業所範囲の考え方

- 一つの建物・施設は、同一の事業所とする。
(一つの建物・施設を区分することはできない。)
- エネルギー管理の連動性がある複数の建物・施設は、同一の事業所とする。
(「エネルギー管理の連動性がある」とは「受電点などのエネルギー供給点を共有している状態」をいいます。)
- 上記の建物・施設に隣接又は近接している事業所は、同一の事業所とする。
(建物・施設に共通する所有者が存在する場合。ただし、建物については主たる使用者が同一の場合に限る。)

上記の事業所範囲の一部を、他の事業者が賃借使用等している場合も、それらの排出量を合わせて把握・報告してください。また、賃借使用等をしている事業者は、大規模事業者が行う排出量の把握・削減に協力してください。

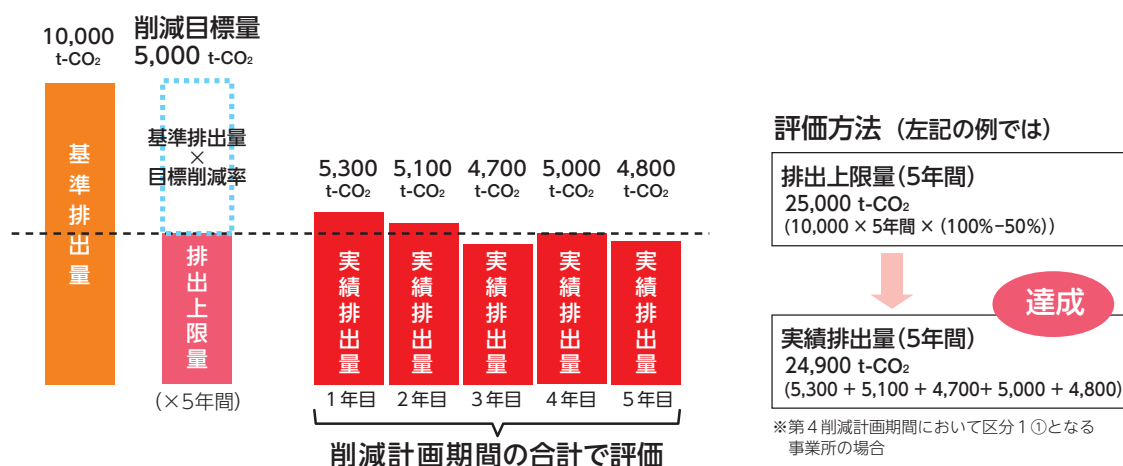
3

削減計画期間

大規模事業所は、以下の削減計画期間ごとに、複数年度の合算で目標達成状況を評価します。削減目標量を上回って削減した量は、超過削減量として取引が可能です。

※超過削減量として発行できる量は、事業所ごとに上限があります。

	削減計画期間	目標達成期限
第1削減計画期間	2011（平成23）年度～2014（平成26）年度の4か年度	2016（平成28）年9月末
第2削減計画期間	2015（平成27）年度～2019（令和元）年度の5か年度	2022（令和4）年1月末
第3削減計画期間	2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の5か年度	2026（令和8）年9月末
第4削減計画期間	2025（令和7）年度～2029（令和11）年度の5か年度	2031（令和13）年9月末 NEW



4

基準排出量

大規模事業所には、事業所ごとに基準となる排出量が設定されます。

事業所の種別	基準排出量の算定方法
既存事業所 2006（平成18）年度から2010（平成22）年度まで5か年度連続で 原油換算で1,500kL以上のエネルギーを使用した大規模事業所	過去の排出量の平均 2002（平成14）年度から2007（平成19）年度までの任意の連続する3か年度の排出量の平均
新規事業所 既存事業所以外の大規模事業所	以下のいずれかの方法 - 過去の排出量の平均 削減計画期間の開始年度の4年度前から前年度までのうち連続する3か年度の排出量の平均 - 排出標準原単位を用いた算出値

基準排出量の変更

大規模事業所の用途、規模等に著しい変更があった場合、基準排出量の変更を行います。

- 事業所の床面積の増減
- 事業所全部又は一部の用途が異なる用途になる変更
- 事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減
(複数の要因がある場合は、それらの要因によって算定される量の合計量により判断します。)

5

削減目標

各事業所の基準排出量に、以下の目標削減率を乗じた量が、その事業所の削減目標量となります。

	目標削減率 NEW			
	第1削減計画期間	第2削減計画期間	第3削減計画期間	第4削減計画期間
第1区分① オフィスビル、商業施設、教育施設、病院 など	8%	15%	22%	50%
第1区分② 上記のうち、事業所外から供給された熱が使用エネルギーの2割以上である事業所	6%	13%	20%	48%
第2区分 工場、廃棄物処理施設、上下水道施設 など				

※第3削減計画期間までは固定排出係数、第4削減計画期間は実排出係数を用いて排出量を算定します。

※2012（平成24）年度以降に大規模事業所となった事業所は、当初の4か年度は24%又は22%が、次の5か年度は31%又は29%が、その次の5か年度は38%又は36%が適用されます。（第4削減計画期間に限る。）

6

目標削減率の緩和

中小企業等が設置する事業所、医療施設及びエネルギー使用量に占める電力の使用割合が20%未満の事業所は、目標削減率の緩和措置を受けることができます。

（中小企業等が設置する事業所及び医療施設に対する緩和措置は、50%又は48%の目標削減率が適用される場合に限ります。）

※緩和措置を受けるためには、いずれも県に申請をする必要があります。複数の緩和措置を重複して受けることはできません。

	緩和される目標削減率
中小企業等が設置する事業所	4% 変更
人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設	2% 変更
エネルギー使用量に占める電気の使用割合が20%未満の事業所	3% NEW

7

優良大規模事業所認定

地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所を優良大規模事業所として認定しています。

認定を受けた事業所は、その優れた取組が社会に認知されます。

また、超過削減量の発行上限の撤廃又は目標削減率の緩和の措置を受けることができます。

	緩和される目標削減率
トップレベル事業所 （推進の程度が極めて優れた事業所）	5分2 変更
準トップレベル事業所 （推進の程度が特に優れた事業所）	5分1 変更

8

第三者検証

目標達成の確認や排出量取引を行うに当たって、算定した排出量の正確性や信頼性を確保するため、埼玉県に登録を受けた検証機関による検証を受けるものとしています。

- ・エネルギー起源CO₂排出量の検証（超過削減量）
- ・その他ガス削減量の検証
- ・県内中小クレジットの検証
- ・県外クレジットの検証
- ・再エネクレジット（環境価値換算量）の検証
- ・優良大規模事業所の検証

9

目標達成に利用できる証書等 NEW

右記の証書等については、自らの事業所の削減に代えて、排出量から控除することができます。

(大規模事業所以外の排出量の控除にも利用することができます。)

- ・グリーンエネルギー証書
- ・F I T非化石証書
- ・非F I T非化石証書
- ・埼玉県森林CO₂吸収量認証制度に基づく認証吸収量
- ・J-クレジット制度に基づく認証吸収量（森林管理に係るもの）

※ これらの証書等による控除量は、超過削減量の発行対象となる削減量としては算定されません。

10

目標達成に利用できるクレジット等

目標達成に当たっては、下記のクレジット等を創出・取得し、自らの事業所の削減に代えることができます。大規模事業者以外もこれらのクレジット等を創出し、排出量取引に参加することができます。

大規模事業者
での取組

超過削減量	大規模事業所において、削減目標量を上回って削減された量 超過削減量としてクレジット化できる量は、事業所ごとに上限があります。
その他ガス削減量	大規模事業所において、その他ガス（エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガス）について削減された量の一部を、その事業所の削減として認めたもの その事業所の削減量としてのみ認められます。（他事業所への振替はできません。）
県内中小クレジット	埼玉県内の中小規模事業所（大規模事業所以外の事業所）において、エネルギー起源CO ₂ について、削減された量 対象とできる削減対策内容等に制限があります。
県外クレジット	大規模事業所に相当する規模の埼玉県外の事業所において、エネルギー起源CO ₂ について削減目標量を上回って削減された量 対象とできる事業所の規模、クレジット化できる量、充実に利用できる量等に制限があります。
再エネクレジット	●環境価値換算量 この制度で設備認定を受けた太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再エネ発電設備において創出された再生可能エネルギーの環境価値換算量 ●その他削減量 他制度で認証され再生可能エネルギー環境価値（グリーンエネルギー証書等）を、この制度で利用できるクレジットにしたもの
森林吸収クレジット	埼玉県森林CO ₂ 吸収量認証制度及びJ-クレジット制度等（森林管理に係るもの）に基づく認証吸収量を、この制度で利用できるクレジットにしたもの 埼玉県森林CO ₂ 吸収量からのクレジットは、発行した事業者が設置する事業所の目標達成にしか利用できません。
東京連携クレジット	東京都「総量削減義務と排出量取引制度」で創出されたクレジットを、この制度で利用できるクレジットにしたもの 「東京連携クレジット」として埼玉県制度で利用できるクレジット等の種類には、制限があります。

※ これらのクレジット等では、事前申請や第三者検証を必要とするものがあります。詳細は埼玉県へお問い合わせください。

11

東京都との連携

取引制度の運営に当たり、「総量削減義務と排出量取引制度」を運営する東京都と協定を締結し、連携・協力を行っています。



埼玉県のマスコット
コバトン

お問い合わせ

埼玉県 環境部 温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（埼玉県庁第三庁舎 2 階）

TEL : 048-830-3044, 3049

FAX : 048-830-4777

E-mail : a3030-03@pref.saitama.lg.jp

地球温暖化対策計画制度

埼玉県 地球温暖化対策計画制度

検索



目標設定型排出量取引制度

埼玉県 目標設定型排出量取引制度

検索



2025年 3月

270

この印刷物は古紙の配合70%の
再生紙を使用しています



第24回さいたま緑のトラスト写真・動画コンクール佳作
「真夏の風景（トラスト10号地）」